

消 第 1 4 9 1 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

高圧ガス消費事業者 殿

宮城県総務部長



高圧ガス容器の管理徹底について（通知）

本県の高圧ガス行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、高圧ガス容器の長期放置が原因となった破裂事故が全国で発生し、人的及び物的被害も発生しています。当県においても、震災復興事業等、高圧ガスを使用する機会が増加しており、高圧ガス容器の長期放置や所有者不明容器による災害の発生が危惧されます。

そこで、高圧ガスによる災害を防止するため、下記のとおり通知しますので、適切に対応願います。

記

消費事業者は、高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号、以下「高圧法」という）第 1 5 条第 1 項及び第 2 4 条の 5 の規定（特定高圧ガス消費者は同法第 2 4 条の 3 第 1 項及び同第 2 項並びに同第 2 7 条の規定も含む）を遵守するほか、以下の措置をとるよう努めるものとする。

- （1）事業所毎に容器管理に関する責任者（以下、「容器管理責任者」という）を選任し、以下の事項が適切に実施されるように管理すること。
- （2）容器受入れ及び引渡し台帳等を事業所に備え、常に容器の受払い状況等の管理を行うこと。
- （3）容器は定められた場所で保管し、毎日作業開始時及び作業終了時に保管状況を確認すること。
- （4）使用済みの容器は、遅滞なく販売事業者等へ返却すること。
- （5）容器（残ガス容器を含む）は、長期間販売事業者等から借用せず、販売事業者等から容器回収の求めがあった場合には、これに応じること。
- （6）湿気や水分が多い場所など、容器の外面腐食が懸念される環境に保管しないこと。

（裏面へ続く）

- (7) 施錠管理など、容器による災害（盗難、喪失を含む）の発生防止に留意するとともに、災害が発生した場合は、速やかに行政機関及び販売事業者等へその旨を連絡すること。
- (8) 高圧ガスを取扱う従業員に対し、販売事業者等から提供された保安に関する最新の情報など、1年に1回以上保安に関する教育を行うこと。

担当 消防課産業保安班
浪岡
電話 022-211-2377
mail syobouh@pref.miyagi.lg.jp